

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）の概要

令和8年6月1日から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）（令和7年法律第75号。以下「法」といいます）が全面施行されます。

法律の概要は以下のとおりです。

1 目的

この法の目的は、特定金属くずの買受けを届出制とすることで、届け出た業者に対して買受けの相手方の氏名等の確認を義務づけるなどの措置を講じることによって、盗難被害を受けた特定金属製物品の処分の防止を図ることを目的としています。

2 定義

特定金属とは？

主として銅により構成されている金属くずを指します。

（物品を製造する過程において生ずるもの及び古物に該当するものを除きます）

銅の含有率が50%を超える「青銅（銅とすずの合金）」「真鍮（銅と亜鉛の合金）」も対象となります。

銅や銅を含む合金で構成されている金属くずで、全体における銅の占める重量又は価格が2分の1以上のもも対象となります。

（例）銅くず、銅管、電線（銅製のもの）

3 特定金属くず買受業とは？

特定金属くずの買受けを行う営業のことをいいます。

4 特定金属くず買受業を営むための届出？

現在営んでいる事業者の方を含め、特定金属くずを買い受けるすべての事業者は、届出が必要です。

事業者の方は、**営業所ごとに営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に届出書を提出**しなければなりません。

公安委員会は、届出をした者に対し、届出があったことを証する番号等を通知します。

5 遵守事項

(1) 名義貸しの禁止

特定金属くずの買受業の開始の届出をした者は、自己の名義をもって、他人に特定金属くず買受業を営ませてはなりません。

(2) 本人確認及び取引等の記録

特定金属くずの買受けを行おうとするときは、買受けの相手方の本人特定事項（個人の氏名・住居等又は法人の氏名・本店又は主たる事務所の所在地等）を確認するとともに、取引の内容等について記録しなければなりません。

(3) 警察官への申告

特定金属くずの買受業を営む者は、取引の態様等により、買受けにかかる特定金属くずが盗難等に由来するものであると疑われるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければなりません。

6 行政処分等の規定

公安委員会は、特定金属くず買受業者に対し、法の施行に必要な限度において、報告の徴収及び立入検査を行うことができるとされています。

また、特定金属くず買受業者が法の規定等に違反した場合は、指示、営業停止命令等の必要な行政処分を行うことができるとされています。

法令に基づいた適正な業務と、立入検査への協力をお願いします。